

長崎県事業継続支援給付金 F A Q (令和3年7月5日更新)

1. 総論

	質問	回答															
1-1	長崎県事業継続支援給付金とはどのようなものか。	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、営業時間短縮を要請した事業者等の影響を受けて、事業収入が減少した県内中小事業者に対し、事業継続を支援するために給付するものです。															
1-2	中小事業者とはどんな事業者か。	<p>中小企業基本法に基づく下記表のうち、「資本金の額又は出資の総額」又は「常時雇用する従業員の数」のいずれかを満たす事業者です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金の額 又は出資の総額</th> <th>常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（～を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（～を除く）	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数															
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（～を除く）	3億円以下	300人以下															
卸売業	1億円以下	100人以下															
サービス業	5,000万円以下	100人以下															
小売業	5,000万円以下	50人以下															
1-3	どのような場合にこの給付金を申請できるのか。	申請要領 p 1「イ.申請要件」を参照下さい。															
1-4	どんな業種が対象となるのか。	申請要領 p 4 を参照下さい。															
1-5	給付金を支給できない事業者とはどのようなか。	<p>原則として、要件に合致していれば業種を問わず対象となります。但し、国に準じ以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法別表第一に規定する公共法人 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体 ・上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者 															
1-6	申請には、どういった書類が必要か。	「申請書類チェックシート」を参照下さい。															
1-7	この給付金の申請期間はいつか。	令和3年6月28日から8月31日までです。 消印有効															
1-8	どこに申請すればいいのか。また、申請書類はどこで入手できるのか。	申請先及び申請方法は、申請要領 p 2「4.申請方法」、申請書類の入手については、申請要領 p 2「3.給付金の申請に必要な書類の入手方法」を参照下さい。															
1-9	要領に「所在地又は住民票上の住所が長崎市外の事業者」と記載があるが、いつ時点で判断するのか。	令和3年4月24日（外出自粛要請の前日）時点の所在地・住所で判断します。															
1-10	複数の店舗がある場合、店舗の数だけ申請できるか。店舗ごとの申請ではないのか。	本給付金は事業者単位で申請いただき、1事業者あたり1回の申請となります。															

	質問	回答
1-11	月間事業収入とは、影響を受けた店舗のみの収入でよいか。	対象店舗の事業収入ではなく、事業者の事業全体の収入を指します。
1-12	申請額はどのように計算するのか。	<p>2020年又は2019年の4月の月間事業収入 2021年4月の月間事業収入 10万円限度 2020年又は2019年の5月の月間事業収入 2021年5月の月間事業収入 10万円限度 2020年又は2019年の6月の月間事業収入 2021年6月の月間事業収入 10万円限度</p> <p>・上記 ~ のうち、任意の2か月を選択し、その合計額が申請額となります。ただし、減少率が50%未満の月は申請額は0円となります。また、申請額の千円未満の端数は、~ の任意のふた月を合計した後に切り捨てます。</p> <p>・ひと月の限度額は10万円で、ふた月合計で最大20万円の給付となります。</p> <p>2019年1月1日～2021年3月31日までに開業した事業者は、申請要領p3「エ.その他留意事項等」を参照下さい。</p>
1-13	事業収入の減少率はどのように計算するのか。	<p>「(2020年又は2019年の対象月の月間事業収入 2021年対象月の月間事業収入) ÷ ×100」を%で表したものが減少率となります。減少率は小数点以下を四捨五入します。</p> <p>減少率が50%未満の場合、申請額は0円となります。</p>
1-14	市の協力金、県の事業継続支援金（県の公共交通事業継続支援事業等）を一緒に受給できるのか。	R3.4.28～R3.6.7の間、県が営業時間短縮を要請したことにかかる長崎市営業時間短縮要請協力金や、県の公共交通事業継続支援金の対象事業者は、本給付金の給付はできません。
1-15	国の月次支援金を受給したが、本給付金は申請できるのか。	国の月次支援金を受給していても、本給付金は申請することができます。

2. 申請要件等

	質問	回答
2-1	法人の本社は長崎県内（長崎市以外）にあるが、店舗は県外の場合、給付金の対象となるか。	本社が長崎市以外にあるため、その他要件を満たせば対象となり得ます。
2-2	法人の本社は長崎県外で、店舗は県内にある場合、給付金の対象となるのか。	本社が長崎県内にないため、対象となりません。
2-3	4～6月のうち、一月でも50%以上減少していれば20万円がもらえるのか。	本給付金は事業収入減少額方式のため、額一律の支給ではありません。また、申請額は、月毎に申請額及び減少率を算定します（例：4月分の減少率は80%、5月と6月の減少率はそれぞれ30%の場合、4月のみが支給対象月となり、減少額に応じて最大10万円の支給となります）。
2-4	選択する任意の2月のうち、対象とする年（2020か2019）は異なる年でもよいか。	対象年が異なる申請も可能です（2019.4月と、2020.5月のふた月と比較することも選択可能）
2-5	令和3年5月7日から6月7日の間、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類提供は午後7時まで）とし、イベントを開催する場合の人数上限を5,000人又は収容率50%とする営業時間短縮要請等に協力した長崎市内の事業者は、給付金申請として4月を選択できるのか。	質問にある要件区分で申請する場合、R3.5.7～R3.6.7の間の要請に関するものであるため、4月を対象月として選択できず、5月及び6月を選択することとなります。

	質問	回答
2-6	「2 5」に記載の営業時間短縮要請等には、令和3年5月7日から6月7日の全期間協力していることが必要となるのか。	左記の要請に協力したことにより申請する場合は全期間ご協力いただいた事業者に支給します。ただし、営業時間短縮等に準備を要するため、全期間協力できなかった理由がある場合は、その理由を含めて審査しますので、様式第1号の「3 該当要件申告」欄に、どのような準備を要したかなど、その理由を詳細に記入してください。
2-7	2019年または2020年に創業した事業者であるが、申請額どのように算出するのか。	2019年1月1日～2021年3月31日までに開業した事業者は、申請要領p 3「エ.その他留意事項等」を参照下さい。
2-8	令和3年5月に開業したが対象になるか。	R 3.4.1以降に開業した事業者は対象となりません。
2-9	事業継承の場合、対象月の取扱はどのようになるのか。	2021.1月以降に事業承継した場合は、上記の特例として以下のとおり申請額を算出します。 事業を以前行っていた者の2020又は2019年の基準月事業収入 事業承継を受けた者の2021年基準月事業収入
2-10	飲食店で、時短要請協力金（R 3.4.28～R 3.6.7分）の対象だったが、協力しなかったため協力金はもらっていない。一方で事業収入は50%以上減っているがこの給付金の対象となるか。	協力金の対象となる事業者は、協力金を受給していなくても本給付金の対象にはなりません。
2-11	宿泊業、タクシードライバーは対象となるのか。	申請要領p 4及び記載例「営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類の例その2」を参照下さい（顧客データや顧客調査等により、事業の顧客の50%以上が長崎市民であることが確認でき、その他要件を満たせば対象となり得ます）。
2-12	長崎市外の建築業者であるが、長崎市内飲食店の改装等が主な仕事となる場合、対象となるのか。	県の営業時間短縮要請に協力した飲食店・遊興施設と反復継続した取引がある場合、対象となり得ます。
2-13	時短営業に協力した飲食店に不動産を賃貸しているが、家賃を減免して不動産収入が50%以上減った場合対象となるのか。	不動産収入ではなく、事業収入として申告している場合、対象となり得ます。
2-14	趣味の家庭菜園で作った野菜を知人に安価で譲ってる。対象になるか。	対象になりません。給付金の対象は、事業を営む事業者です。 なお、事業者であることを確認するため、申請時には確定申告書（写し）等が必要です。

3. 提出書類等

	質問	回答
3-1	住所は所在地又は住民票上の住所を記入すればよいのか。	申請書には、現在の本所・住所、R 3.4.24時点の本所・住所、店舗の本所・住所、を記入する欄がありますのでご注意ください。なお、誓約書兼同意書には現在の本所・住所を記入して下さい。
3-2	添付書類の確定申告書の写しについて、確定申告義務がない場合はどうすればよいのか。	住民税申告書類の控えの写しを添付して下さい（「申請書類チェックシート」の を参照下さい）。
3-3	営業時間短縮要請に協力した飲食店等と取引があり、その影響を受けたため申請するが、「直接取引を確認する資料」とはどのようなか。	販売先との反復・継続した取引を証する資料であり、売上台帳の帳簿、請求書、領収書等の帳簿書類に加え、その取引に関する入出金記録が記帳された通帳の写しを添付して下さい。 「営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類の例その1」を参照

	質問	回答
3-4	営業時間短縮要請に協力した飲食店等と間接的に取引があり、その影響を受けたため申請するが、「間接取引を確認する資料」とはどのようなか。	上記「3-3」に加え、下記、 のいずれか一つを添付してください 直接取引先 A 社が長崎市内の営業時間短縮要請の協力飲食店 B に出した請求書等の写し 直接取引先 A が申請者から購入した商品を協力飲食店 B に納入したことを認める誓約書類（任意様式） 「 営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類の例その 1 」を参照
3-5	間接の取引の場合、いくつ先の取引先まで対象要件の範囲となるのか。	間接取引の数（関々接取引など）に制限はありませんが、すべての取引の繋がりを確認できるような資料を添付する必要があります。
3-6	チェックリストの「 営業時間短縮等の影響を受けたことを証明する書類」が準備できないがどうすればよいか。	誓約書兼同意書での代替はできないことから、必ず証明資料を提出していただきます。提出できない場合、不支給となります。
3-7	長崎市民にネット上でサービスを提供している事業者であるが、外出自粛の直接の影響を受けた事業者として給付金がもらえるか。	本要件では、長崎市民の顧客と、対面の取引がある事業を営んでいることが必要です。
3-8	「長崎市内における外出自粛要請により直接的な影響を受けた」とは、どのように証明すればよいか。	以下の 2 種類の書類を添付して下さい。 店舗の写真、許認可証、商品・サービス一覧表など、対面・顧客向けの事業を営んでいることがわかる書類 顧客データ又は自らが調査した顧客調査（下記）の結果など、顧客の所在地が50%以上長崎市であることを証明する書類 「 営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類の例その 2 」を参照
3-9	長崎市内の飲食店（昼間営業など、営業時間短縮要請対象外）等の場合、顧客データや顧客調査の書類が必要か。	長崎市内に店舗を有する場合は、上記「3 8」の の書類は添付不要です。
3-10	「 2-5」の事業者であるが、R3.5.7からの時短営業のお願いに協力したことを示す資料とはどのようなか。	時短営業することを告知する貼紙等が確認できる写真、HP、SNSの写しを添付して下さい。 「 営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類の例その 3 」を参照
3-11	時短営業を実施したことを示せる資料がない場合、どうすればよいか。	誓約書兼同意書での代替はできないことから、必ず証明資料を提出していただきます。提出できない場合、不支給となります。
3-12	定休日があるため、顧客調査に当たって、毎日複数回の取引があることを証明できない場合はどうすればよいか。	定休日がある場合は、連続する 7 営業日以上において、顧客調査を行ってください。